

○跡見学園女子大学 数理・データサイエンス・AI教育プログラム運営会議規程

令和7年4月1日施行

跡見学園女子大学 数理・データサイエンス・AI教育プログラム運営会議規程

(目的)

第1条 跡見学園女子大学 数理・データサイエンス・AI教育プログラム運営会議（以下「運営会議」という。）は、跡見学園女子大学における数理・データサイエンス・AI教育プログラム（以下「プログラム」という。）に係る科目の教育を推進、改善、さらに進化を図るための必要事項を審議する。

(審議事項)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) プログラムの立案、管理、運営に関する事項
- (2) プログラムに係る科目の授業運営に関する事項
- (3) プログラムの自己点検・評価及び改善・進化に向けた取り組みに関する事項
- (4) 文部科学省へのプログラム認定申請に関する事項
- (5) その他プログラムに関する事項

(組織)

第3条 運営会議は、次の委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 教務部長
- (3) 教務課長
- (4) 全学教務委員会委員長
- (5) 全学共通科目運営センター長
- (6) 全学共通科目運営センター情報科目担当教員若干名
- (7) プログラムに係る科目の担当教員若干名

2 議長は学長が指名する副学長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 議長は会議を招集する。

2 運営会議は、委員の三分の二以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

3 運営会議の議事は、委員の出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 運営会議に関する事務は、議長の監督の下に教務課が担当する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。